

〇〇研究会 会則

第1条 (名称)

本会の名称は、「〇〇研究会」とする。

共催基準2 会則または規約があり、会の目的に看護職の知識・技術の向上に資する内容が含まれる

第2条 (目的)

例1 本会は看護の向上発展に寄与する事を目的とする。

2 看護師に対しては看護の向上発展、管理栄養士に対しては〇〇、薬剤師に対しては、

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 研修会
- 2 その他 本会の目的に沿った活動

第4条 (会員および組織)

1. 会員

本会の会員は、〇〇を対象とし、会費納入者を本会員とする。

2. 組織

本会には次の役員を置く。詳細は別紙1に定める。

共催基準1. 団体の代表者が日本糖尿病教育・看護学会正会員であり、看護職である

1. 会長 (代表) たとえば各職種一名 (そのうちの一名上記の条件を満たすもの)
2. 役員
3. 役員会
本会は、年〇回の総会を開催する。
その他、必要に応じて役員会を行うことができる。
5. 会長、役員の改選
詳細 (規定例) 再任は妨げないなど。
6. 事務局
本会の事務局は会計の所属場所におく。
7. 会計・会計監査及び会計年度
本会は、会計担当者〇名、会計監査〇名をおく。
会計報告は年1回、〇〇時に行うものとする。
8. 事務局・会計・会計監査の改選

第5条 (本会の運営)

共催基準4. 年会費または参加費を徴収している

共催基準5. 収支報告を行っている

1. 本会は、会費とその他の収入によって運営される。

2. 会計担当者は、総会において会計報告を行い、承認を受けなければならない。
3. 会費は年間〇円徴収する。

第6条（研修会）

共催基準6. 年1回以上、研修会などの行事を開催している

1. 本会は、原則として研修会を年1回以上開催する。

附則

1. 本会則は、総会によって承認された日から施行する。
2. 本会則は必要に応じて修正・追加・変更を行うことができる。
3. 本会則の変更は、総会の承認により決定する。

20〇〇年〇月〇日制定

20〇〇年〇月〇日修正

別紙1)

20〇〇年〇月〇日制定

1. 会長
看護師〇〇〇 〇〇大学
2. 役員
〇〇 〇〇市民病院
〇〇 〇〇病院
〇〇 〇〇附属病院
〇〇 〇〇病院
3. 会員
〇〇

事務局
住所 〇〇病院

4. 会計
〇〇 〇〇病院
5. 会計監査
〇〇 〇〇病院
〇〇 〇〇病院

以上